



2 都市施設整備の方針

(1) 道路

産業・経済活動を支えながら、安全・安心で快適な暮らしを実現するため、本市はもとより道南地域全体の広域的な高速交通ネットワークを形成する、広域幹線道路の整備を促進するとともに、都市の骨格道路網を形成する幹線道路等の整備を進めます。

また、高齢化の進行など社会状況の変化に対応した、歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた交通環境の整備を図ります。

① 広域幹線道路の整備

道南地域全体における、安全・安心な生活と活発で円滑な経済活動を確保するため、高速交通ネットワークを形成する広域幹線道路である北海道縦貫自動車道や函館・江差自動車道の整備促進を図るとともに、これらの路線に接続し、高速交通ネットワークの一翼を担う新外環状線（函館インターチェンジ～古川町）の整備を促進します。



新外環状線の整備が進む函館インターチェンジ

② 幹線道路の整備

- ・ 函館圏都市計画区域において、骨格道路網を形成する主要幹線道路などの整備を進めるとともに、新外環状線と港湾との連結性が高まるよう、環状機能を有する本通富岡通の放射5号線までの延伸に向けた検討を進めます。

さらに、幹線道路等については、都市内交通環境を踏まえながら、各道路機能や周辺道路の整備状況に応じて段階的に整備を進めるほか、舗装の摩耗や劣化の進行している路線のオーバーレイを進めます。

また、農漁村集落の特性を生かした観光イベントの開催等を通じて市街地に居住する市民との活発な交流が図られるよう、相互を結ぶ幹線道路の整備や地区内における交通環境の改善を図るための幹線道路の整備を進めます。



骨格道路網を形成する主要幹線道路（本通富岡通）



市街地と農漁村集落相互を結ぶ幹線道路（道道函館南茅部線）

- 都市計画決定後、長期に渡り事業未着手の都市計画道路については、将来都市像や社会情勢の変化を踏まえ、その必要性を総合的に点検・検証し、計画の変更や廃止を含めた見直しを進めます。
- 国、道および市が連携と役割分担を図りながら、渋滞対策プログラム等に基づき、通勤時の公共交通利用促進や時差出勤、交差点改良等、各種の交通需要マネジメント施策による都市内交通の円滑化を図るとともに、自家用車そのものを賢く使用する方向への転換を促すモビリティマネジメント施策*の展開に取り組み、自家用車に過度に依存しない都市交通の実現に努めます。



路面電車・バス乗り替えマップ

③ 生活道路の整備

道路交通の利便性・快適性を高めるため、未整備の市道については地域の特性に応じて舗装新設を進めるとともに、老朽化が著しい市道の2次改築を推進します。

④ 歩行者道・自転車道の整備

誰もが歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりに対応した安全でゆとりのある歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備や防護柵の設置を推進するとともに、歩道の段差解消などバリアフリー化を進めます。特に通学路については、児童生徒の安全確保のため優先的な整備を進めます。

また、排気ガスや騒音を出さず、地球温暖化対策として期待される都市内交通手段である自転車の安全な走行空間の確保のため、自転車の通行環境の整備を進めます。



自転車通行環境整備（五稜郭駅前周辺）

* モビリティマネジメント施策とは、多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取り組み。



⑤ 町並みと調和した道路空間の創出

石畳等による道路の整備や街路樹の植栽，無電柱化を進め，町並みと調和し，うるおいのある開放的な道路空間の創出を図ります。



町並みと調和した道路空間の創出（八幡坂）

(2) 公共交通

低炭素型都市構造への転換が求められているなかで，地球環境への負荷の低減に繋がる，持続可能でコンパクトなまちを目指し，誰もが容易に移動できるよう，公共交通の維持・充実に努めます。

① 鉄道

平成27年度末までの北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）の開業を見据え，市民や観光客などの新幹線利用者にとって最も利便性の高いアクセス方式を確立できるよう，新函館（仮称）駅で新幹線と在来線とをスムーズに乗り換えるための，ダイヤ編成や同一ホームでの乗り換え方式等の検討を進めるとともに，リレー列車にふさわしい新型車両の導入等について検討します。

② 路面電車・路線バス等

- 市街化区域においては，公共交通利用者の利便性を確保するため，拠点間を効率的に移動できるとともに生活利便施設などへ容易にアクセスできる，バス路線網の再構築と地域循環バスの拡充について検討します。
- 市街化調整区域や東部地区などにおいては，高齢者などの交通弱者をはじめとする，公共交通利用者の足の確保に対応した，安定的な移動手段が確保されるよう，地域特性に応じた持続可能な公共交通網の構築を検討します。
- 路面電車・バス・鉄道などの円滑な乗り継ぎが可能となる乗換ターミナル等の整備を検討し，公共交通の有機的なネットワーク化を進めます。



地域循環バス

- ・ 高齢者、障がい者等が都市内を円滑に移動等できるよう、低床電車や低床バスを導入するほか、停留所のバリアフリー化を進めるとともに、利用者の快適性を確保するため、停留所の上屋設置を推進します。
- ・ 自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、都市内を円滑かつ手軽に移動できるよう、路面電車延伸、パークアンドライド、公共交通料金均一化等のマルチモーダル施策[※]の検討を進めます。



超低床路面電車「らっくる号」



超低床ノンステップバス

(3) 港湾

道南の物流を支え、国内外の海上輸送網の拠点となっている、重要港湾である函館港の港湾施設の整備拡充を進めるとともに、国際・観光交流拠点にふさわしい美しい港湾環境の充実に努めます。また、椴法華港については、水産業を中心に地域を支える地方港湾として、今後も安全・安心な施設利用が図られるよう港湾機能の向上に努めます。

① 港湾施設の充実

a) 物流機能の拡充・強化

道南の流通拠点として物流の効率化を図るため、外貿コンテナ等の物流機能の拡充強化を図るヤード等の整備を進めるとともに、北海道と本州を結ぶフェリー輸送機能をより強化するため、フェリーふ頭の整備を進めます。



函館港全景

※ マルチモーダル施策とは、良好な交通環境を作るために、航空、海運、水運、鉄道など、複数の交通機関と連携し、都市での過度の車の使用を抑制する総合的な交通施策。



- b) 国際水産・海洋に関する拠点空間の形成
地域特性を生かした国際的な水産・海洋に関する学術研究拠点の形成を図るため、調査研究船の係留施設やアクセス道路等の整備を進めます。



弁天地区 国際水産・海洋総合研究センター
(整備イメージ)

- c) 国際観光・交流拠点の形成
国内外からの観光クルーズ需要に対応し、国際観光都市としてにぎわいと魅力ある空間形成を図るため、停泊施設としての旅客船ふ頭の整備を促進します。

- d) 臨港交通体系の整備

港湾施設の有機的連携と交通円滑化を図るため、幹線臨港道路の整備を促進するとともに臨港地区内における臨港道路の整備を進めます。

- e) 防災機能の向上

人々の安心な生活を支えるため、震災等の災害時における緊急物資輸送等に資する耐震性の高い港湾施設を整備し、防災機能向上を図ります。

- f) 榎法華港の機能向上

榎法華港においては、防波堤での越波が著しく、漁船の係留等に支障を来していることから、港湾施設利用者の安全を確保するための越波対策や老朽化した施設の更新等、港湾機能の向上に努めます。



榎法華港

② 港湾環境の充実

港湾景観の向上と憩いとやすらぎを実感できる親水空間の充実を図るため、緑の島をはじめとするウォーターフロント等の緑地整備を進めるとともに、港内の施設整備にあたっては、函館山からの景観に配慮するなど、自然と歴史に育まれた函館港の魅力を維持するみなとづくりを推進します。



緑の島

(4) 空港

空港施設の機能を保持し、航空機の安全な運行を確保するため、既存施設の更新・改良等を促進するとともに、国際・国内航空路線の拡充等に対応可能な空港機能の充実や空港周辺的环境整備を進めます。

① 空港施設の機能保持

老朽化が進んでいる基本施設（滑走路、誘導路等）、無線施設・航空灯火等の航空保安施設等の更新・改良等を促進するとともに、空港の快適性や利便性の向上を図りつつ、将来の航空需要に対応したターミナル機能の充実に努めます。



函館空港全景

② 空港周辺的环境整備

空港周辺の良好な生活環境を保全するため、住宅や教育施設等の騒音防止対策を進めるとともに、緩衝緑地帯の整備など、空港周辺的环境整備を促進します。

(5) 公園緑地

緑豊かな美しい都市づくりを進めるために、函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ本市の骨格的な軸となる都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに、都市にうるおいを与える緑化の推進等に努めます。

① 都市公園等の整備

- 公園については、市民の憩いや休息、文化やスポーツ・レクリエーション活動の場といった様々な機能や市民ニーズを踏まえつつ、地区のバランスを考慮した多様な整備に努めます。
- 整備が完了している既存の公園や緑地については適切な維持管理に努めます。また、特に施設の老朽化が進んでいる公園については、「公園施設長寿命化計画」を策定し市民や利用者の意見を尊重しながら、自然とのふれあいの場や癒しの場、多様なレクリエーションニーズに対応できる場として、バリアフリー化や、ユニバーサルデザインを導入しながら



函館公園



市民の森



ら、誰もが親しめる特色のある公園の再整備を進めます。

② 身近なオープンスペースの確保

ゆとりある都市空間の形成を図るため、広幅員道路（広路）などの既存施設や公共空地の有効活用を進め、身近なオープンスペースの確保に努めます。



身近なオープンスペース（五稜郭病院公開空地）

③ 緑環境の保全

市街地の隣接地にあって良好な自然環境が残されている、函館山緑地については、自生植物や野鳥などに十分配慮し、優れた自然環境および生態系の保護・保全を図りながら、散策路や休憩施設の整備、旧要塞跡地の活用等を検討し、市民と観光客に親しまれる緑地としての魅力の向上を図ります。



函館山緑地

また、「北海道自然環境等保全条例」に基づき、環境緑地保護地区として指定された放射1号線沿道の亀田松並木および陣川の樹林地や市街化区域内における柳町・本通地区の保安林については、今後とも、その保全に努めます。

④ 緑化の推進

道路の緑化については、多様な樹種の導入やその植栽方法を工夫し、緑豊かな並木や花・紅葉など、季節の変化を楽しめる快適な道路空間の創出を図ります。

また、花と緑あふれるうるおいとやすらぎに満ちた都市空間の形成を図るため、公共用地の緑化を進めるとともに、ボランティア・サポート・プログラムや沿道花いっぱい運動などにより、市民協働による緑化を推進するほか、民有地の自発的な緑化活動を促す仕組みづくりについて検討します。



ボランティア・サポート・プログラムによる
緑化活動

(6) 下水道

快適な生活環境の維持向上と公共用水域の水質の保全を図るため、下水道の整備を進めるほか、環境負荷の軽減を図るため、下水道の資源やエネルギーの有効活用を進めます。

① 下水道施設の整備

幹線管渠^{きよ}などの整備を進めるとともに、処理場やポンプ場の機能向上に努めます。

また、下水道施設の安定的な稼働により、下水処理を確実にを行うため、計画的な施設の延命化や更新に努めます。

② 合流式下水道の改善

公共用水域の水質の保全や公衆衛生上の安全を確保するため、合流式下水道の放流水の水質改善を推進します。



合流式下水道の改善

③ 資源およびエネルギーの有効活用

下水道の資源やエネルギーの有効活用を図るため、下水を処理する際に発生する汚泥や消化ガスの利用を進めるとともに、下水処理水の有効活用について検討します。

(7) 河川・海岸

河川については、河川の氾濫などによる災害から生命・財産を守り、市民が安心して暮らせるような整備を進めるとともに、うるおいと安らぎを与える水辺環境の保全・創出を図るほか、流域の本来有している保水・遊水機能を生かした、総合的な治水対策に努めます。

また、海岸については、高潮・波浪などの海岸災害から国土を保全するため、海岸保全施設の設置を進め、海浜の維持・回復を図るとともに、美しい景観、長い海岸線を都市発展の資源として有効活用できる環境づくりを進めます。

① 河川の整備・保全

- 治水安全度の向上を図るため、積極的な河川改修を進めます。その実施にあたっては、地域住民との合意形成を図りつつ、治水上支障のない限り河畔林や現況河床を保全する



河川改修事業（石川）



など、多自然川づくりを進め、治水と自然環境が調和した良好な河川環境となるよう努めます。

- ・ 河川の緑化などにより、河川が有する生態系に配慮した水辺空間の創出に努めるとともに、人と川とのふれあいの場としての親水性の向上を図るため、緩傾斜護岸などの整備に努めます。
- ・ 既に整備が完了している主要な河川については適切な維持管理に努めます。



亀田川での自然とのふれあいイベント

② 海岸の整備・保全

海岸については、本市の重要な水産資源であるコブ、ウニ、アワビ等の育成の場であり海辺空間における自然とのふれあいの場やレクリエーションの場にもなっているなど、様々な公益的機能を有していることから、これらの機能の増進を図るため、市民が親しめる水辺空間としての整備を関係機関に働きかけるとともに、海岸保全施設の設置を促進し、その保全に努めます。



湯川海水浴場

(8) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、円滑な都市活動を支え、安全で快適な都市の生活環境の保全などを図るために必要な施設であることから、その適切な維持等に努めます。

① 廃棄物処理施設の維持・更新

- ・ 廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため、リサイクル施設やごみ焼却工場などの廃棄物処理施設の適切な維持管理や施設の更新に努めます。
- ・ 循環型社会の形成や環境負荷の軽減を図るため、ごみ焼却工場の廃熱エネルギーの有効活用を図るとともに、そこから搬出される焼却灰の再利用について検討します。



ごみ焼却工場（日乃出地区）

② 廃棄物処理施設の立地

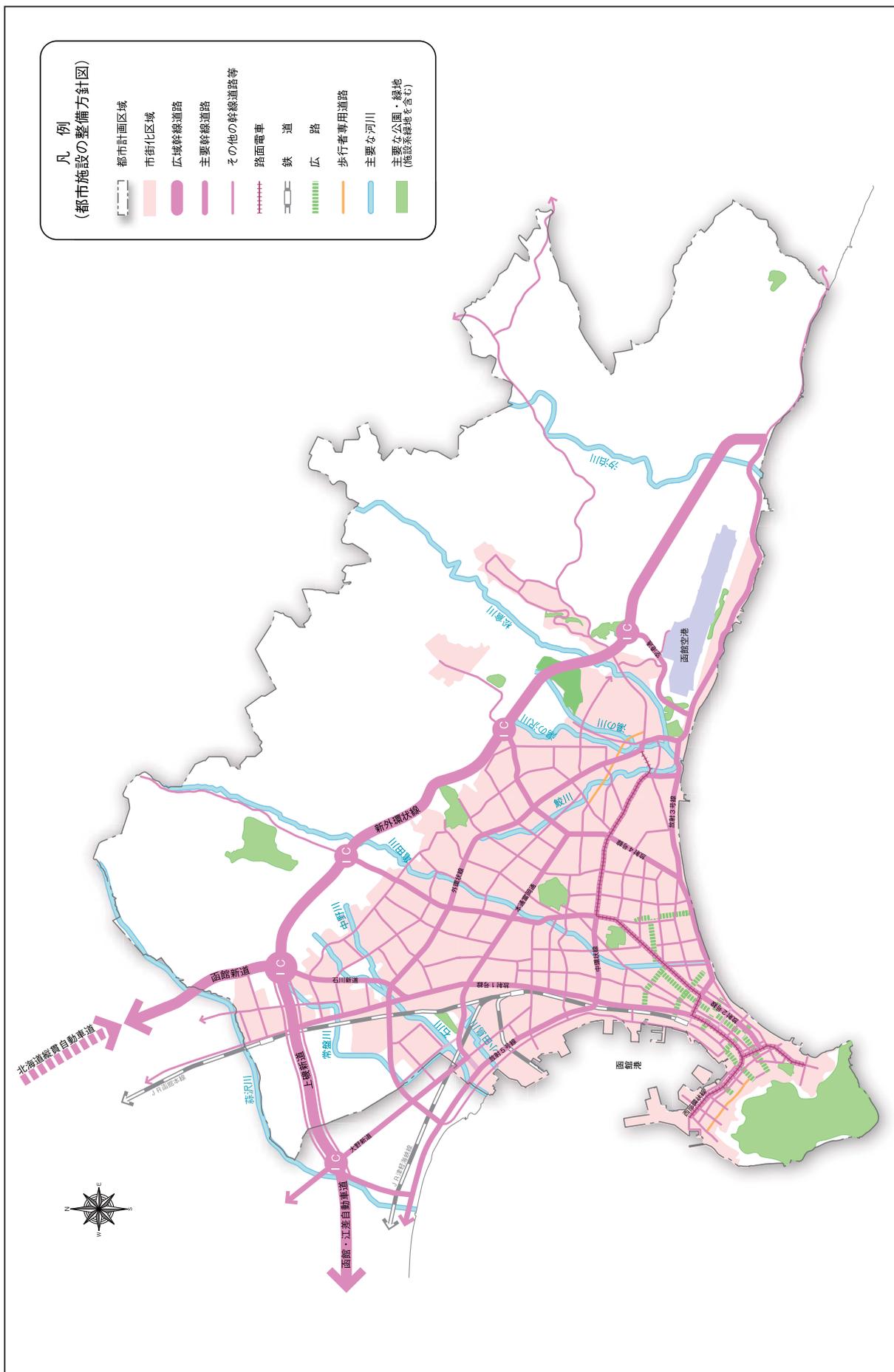
廃棄物処理施設については、周辺環境の保全を図るとともに、廃棄物の再生利用および適正処理を推進するため「函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱」に基づき立地を図ります。

(9) 合併処理浄化槽

公共下水道の処理区域外の地域については、自然環境に配慮するとともに、良好な住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及に努めます。



都市施設の整備方針図



序 章

都市計画マスター
プランの策定にあたって

第1章

都市の概況

第2章

まちづくりの基本方向

第3章

まちづくりの方針

第4章

地区別方針